

# NPO 法人 元気な仲間 たすけあい高島 会則

## (名称)

第1条 この会は、たすけあい高島（以下この会と云う）と称する。

## (事務局)

第2条 この会の事務局は、高島市内に置く。

## (目的)

第3条 この会の活動は、地域住民が会員同士のたすけあい活動により活気ある住みやすい地域作りを目的とする。

## (活動の内容)

第4条 この会の行う活動の内容は、次の通りとする。

- (1) 会員間におけるたすけあい活動。
- (2) たすけあい活動についての講習会。
- (3) その他この会の運営に必要な活動。

## (会員)

第5条 この会の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員(個人会員)——この会の趣旨に賛同して入会した個人。  
依頼会員をよろしく会員、援助会員をまかせて会員とする。
  - (2) 団体会員——事業所、事務所、各種団体として入会した団体。
  - (3) 賛助会員——この会の事業を賛助するために入会した個人。
- 2 この会の会員は、次に掲げる者の内、この会の趣旨を理解する者で、意思伝達ができない者、児童・幼児を除く者とする。
- (1) 本市の区域内に住所を有する者。
  - (2) 本市の区域内の学校に在学する者。
  - (3) 本市の区域内の事業所、事務所などに勤務する者。

## (入会)

第6条 この会へ入会しようとする者は、たすけあい高島入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申込書を提出した者のうち、まかせて会員として入会しようとする者にあっては、この会が実施する活動についての講習会を受講しなければならない。但し、この会が認める場合はこの限りでない。
- 3 この会は、第1項の申込書の提出が有った場合は、当該申込書を会長に提出し、会長が入会を認めるときは、当会の会員証を交付するものとする。

(会費)

第7条 この会の会員は、以下に定める会費を納入しなければ成らない。

- |     |         |     |    |           |
|-----|---------|-----|----|-----------|
| (1) | 正会員（個人） | 年会費 |    | 円         |
| (2) | 団体会員    | 年会費 | 一口 | 3,000円 より |
| (3) | 賛助会員    | 年会費 | 一口 | 1,000円 より |

(退会)

第8条 この会を退会しようとする者は、会に申し出た場合任意で退会する事が出来る。またボランティア保険の更新時における継続の意思が確認できない場合、退会したものとみなす。

(役員)

第9条 この会の役員および役員会は、特定非営利活動法人元気な仲間の役員が当たる。また、役員を選出、解任、任期、職務、なども特定非営利活動法人元気な仲間の定款による。

(総会など)

第10条 この会の事業計画、事業予算、事業報告、決算、その他経営に関する一切は特定非営利活動法人元気な仲間の定款に定めによる。

(保証保険)

第11条 正会員は、本会の相互援助活動中に生じた事故による損害賠償に備えるため、特定非営利活動法人元気な仲間を保険契約者とする「福祉サービス総合補償」に一括して加入するものとする。

(自己責任)

第12条 正会員間のたすけあい活動は、会員相互の善意に基づいた行為であるため、相手の立場を考えトラブルが起こらないように気を付けなければいけない。万が一トラブル等が生じた場合は、当事者で話し合い解決するものとする。

(コーディネーター)

第13条 この会の事業が適性かつ円滑に行われるよう、この会の事務所にコーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、第5条に掲げるこの会の事業を行うものとする。
- 3 コーディネーターは、たすけあい活動の円滑な調整を計るため、必要があると認められたときは、正会員を一定の地域単位からサブリーダーを選任し、サブリーダーに対してたすけあい活動の調整を行わせることができる。

(たすけあい活動の実施方法)

第 14 条 「よろしく会員」が活動を受けようとするときは、この会に対し、たすけあい活動の調整について申し込むものとする。

- 2 この会は、前項の規定による申し込みを受けたときは、「よろしく会員」に対し、活動を行う事が出来る「まかせて会員」をコーディネートするものとする。
- 3 前項の規定によりコーディネートされた「よろしく会員」は、予めこの会のコーディネーターと充分協議のうえ、活動の実施について相互に決定するものとする。
- 4 意思伝達ができない方や、児童・幼児等に対する活動は、その家族等会員の依頼に対して行うものとする。
- 5 「まかせて会員」が活動を行う場合は、会員証を携行提示しなければならない。
- 6 「まかせて会員」は活動終了後、活動記録に活動内容を記入し、「よろしく会員」の確認サインを受けること。

(守秘義務)

第 15 条 正会員は、たすけあい活動中に知り得た他の会員に関する個人情報了他に漏らしてはならない。会員退会後も同様である。

(報酬等)

第 16 条 「よろしく会員」は活動終了後に、「まかせて会員」に対して別に定める料金規定に基づき、報酬費及び交通費その他活動に要した費用を支払うものとする。

(補足)

第 16 条 この会則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この会則の変更は平成 23 年 2 月 14 日から施行する。